

産業廃棄物処分業許可証

住所 福岡市博多区金の隈二丁目19番12号

氏名 株式会社榑崎商事

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕

代表取締役 榑崎 ゆかり

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎

許可の年月日

令和 5年 12月 28日

許可の有効年月日

令和 12年 12月 27日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

事業の区分

中間処理業

処理方式

選別、破砕

産業廃棄物の種類

選別：廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、以下余白

破砕：廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、ゴムくず、以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

裏面のとおり

3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にある建物内で行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年12月28日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

なし

備考

「優良」の表示は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の4の2に規定する、産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合したことを示すもの。

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

施設の種類	選別施設
設置場所	福岡市博多区金の限二丁目1-4-4番1、1-4-4番3 (福岡市博多区金の限二丁目1-9番1-2号)
設置年月日	平成24年6月28日
処理能力	廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず等（以上3品目については自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類、以下余白 15 t/日（8時間）

施設の種類	破砕施設
設置場所	福岡市博多区金の限二丁目1-4-4番1、1-4-4番3 (福岡市博多区金の限二丁目1-9番1-2号)
設置年月日	平成18年12月28日
処理能力	廃プラスチック類 1. 3 t/日（8時間） 紙くず 0. 6 t/日（8時間） 木くず 2. 1 t/日（8時間） ゴムくず 1. 9 t/日（8時間） 金属くず 4. 2 t/日（8時間） ガラスくず等 2. 6 t/日（8時間）

以下余白